

## 広島県私立小・中学校設置等認可処理方針

本県私立小学校又は中学校（以下「小学校等」という。）の設置及び収容定員変更に係る認可については、小学校設置基準（平成14年3月29日文科科学省令第14号）及び中学校設置基準（平成14年3月29日文科科学省令第15号）によるほか、次によって処理するものとする。

### 第1 基本方針

小学校等の設置又は収容定員変更については、私立学校の特性を考慮し、その自主性を重んじて、周辺の小学校又は中学校に著しい影響を及ぼさない限り、これを認めることとする。

### 第2 立地条件

小学校等の位置は、立地条件が適切であるとともに、既設の小学校等の状況からみて適切であること。

### 第3 名称

小学校等の名称は、本県内の既設小学校等の名称と同一又は紛らわしいものでないこと。

### 第4 開設等の時期

小学校等の開設及び収容定員変更の時期は、原則として4月1日とする。

### 第5 施設及び設備

- (1) 施設及び設備とは、校地、校舎、付帯設備等教育上必要なものの総称である。
- (2) 施設及び設備は、特別の事情がある場合を除き、負担付き又は借用でないこと。
- (3) 施設及び設備を年次計画で整備するときは、公立小学校又は中学校との均衡を考慮し、教育に支障のないよう行うこととする。
- (4) 同一校地内にある他の学校との運動場及び校舎の共用
  - ア 児童（生徒）の安全管理上の配慮が十分になされ、かつ、教育に支障がない範囲内で認めることとし、同一校地内にある他の学校が、その学校に係る基準を満たしていなければならない。

(注) 同一校地とは、同一敷地及び、隣接地にあっても、通行上支障がなく校地として一体的な使用が可能な校地をいう。
  - イ 共用部分の面積は、運動場、特別教室、保健室、教員室、事務室、廊下等現に共用している部分の面積の合計により算出することとする。

### 第6 経営資金

経営に必要な資金として、開設時に年間経常経費の1/3に相当する額以上の資金を保有していること。

## 第7 設置経費及び経営資金の財源

- (1) 設置経費及び経営資金の財源は、その2/3に相当する額以上の額を、法人設立時寄付金等学校法人の負債とならない収入をもって充てるものであり、かつ、開設時において、その全額を収納していること。ただし、施設及び設備を年次計画により整備する場合は、開設時において、収納することが確実であると認められる場合に限り、整備年次及び整備割合に対応する限度で、年次計画による分納を認める。
- (2) 設置経費及び経営資金の財源に係る負債は、適正な償還計画が確立していること。

## 第8 既設の小学校等の取扱い

- (1) 既設の小学校等が収容定員を減員する場合において、児童（生徒）1人当たりの運動場及び校舎の面積が増加する等教育条件の向上が図られるときは、運動場及び校舎の面積については、小学校設置基準又は中学校設置基準を満たしていなくても、これを認めることとする。
- (2) 既設の小学校等が収容定員を減員する場合は、同一校地内にある他の学校がその学校に係る基準を満たしていなくても、これを認めることとする。

## 第9 その他

この処理方針は、平成15年度の開設及び収容定員の変更に係る認可から適用する。

## 附 則

（施行期日）

この処理方針は、令和5年5月1日から施行する。